

炭山地域における交通空白地 有償運送の実施について

はじめに. . .

令和2年8月12日開催

「令和2年度第1回宇治市地域公共交通会議」での
報告内容

○経過説明

H28.9月 「炭山助け合い移動支援事業」を開始
(地域によるボランティア輸送)

H30.12月 市議会にて地域からの請願を採択

○支援の考え方

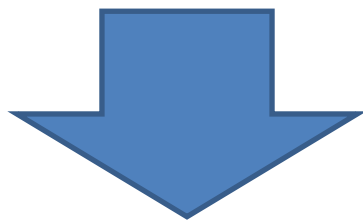
「炭山助け合い移動支援事業」を「自家用有償旅客運送(交通空白地有償運送)」として制度化を図る。

→市はこの地域の取組に対して支援を行う。

1. 交通空白地有償運送とは

1. 交通空白地有償運送とは

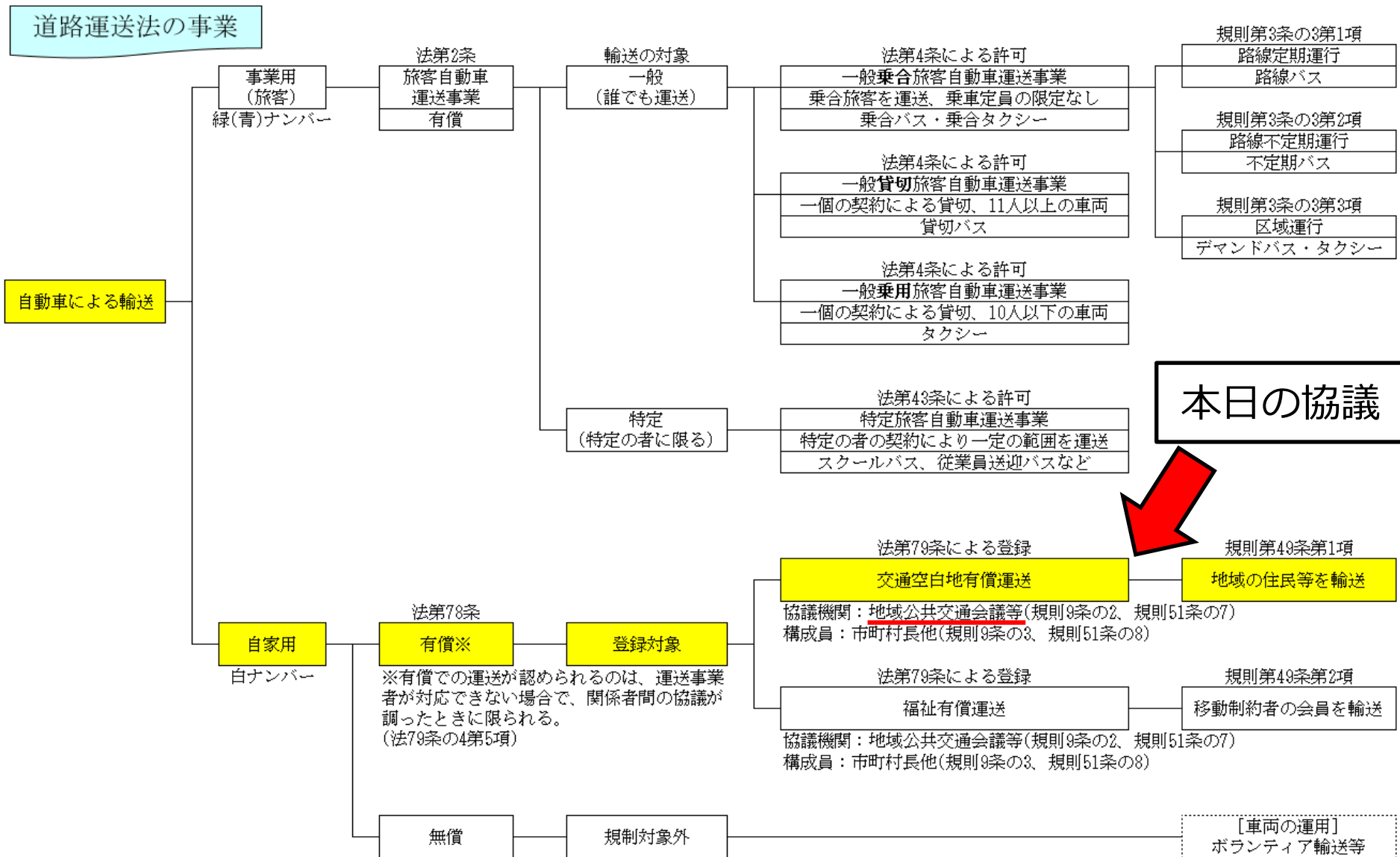
一般旅客自動車運送事業者による輸送が困難な地域において、地域の関係者が地域住民の生活に必要な輸送を有償で実施するもの。



実施にあたっては地域の関係者が集まる
地域公共交通会議等で協議

1. 交通空白地有償運送とは

道路運送法の事業



1. 交通空白地有償運送とは

道路運送法第七十八条

自家用自動車(事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。)
は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

一 災害のため緊急を要するとき。

二 市町村(特別区を含む。)、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送(以下「自家用有償旅客運送」という。)を行うとき。

三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

1. 交通空白地有償運送とは

道路運送法施行規則第四十九条

法第七十八条第二号の国土交通省令で定める旅客の運送は、市町村又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人若しくは前条各号に掲げる者(以下「特定非営利活動法人等」という。)が行うものであつて、次に掲げるものとする。

一 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において行う、地域住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送(以下「交通空白地有償運送」という。)

二 略

1. 交通空白地有償運送とは

道路運送法第七十九条の四

国土交通大臣は、第七十九条の二の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

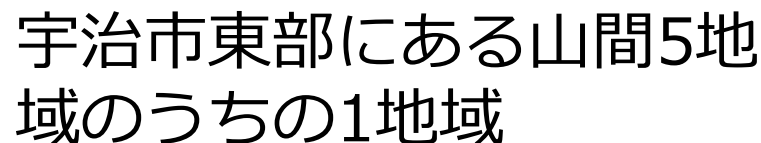
一～四 略

五 申請に係る自家用有償旅客運送に関し、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者又はその組織する団体、住民その他の国土交通省令で定める関係者間において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域における必要な旅客輸送を確保するため必要であることについて協議が調つていないとき。

六 略

2. 交通空白地有償運送の必要性

(1)概況



人 口 : 291人

市街地から約6km離れて
おり、**鉄道・バス等の大
量輸送機関がない**

移動はマイカーやタクシー等の個別輸送

2. 交通空白地有償運送の必要性

(2)交通事業者による輸送

①バス

- ・炭山地域へ至る道路(府道二尾木幡線)に狭隘な個所があり、バスの運行が困難である。

②タクシー

- ・予約が入れば基本的に運行をしているが、近くに待機車両が無い場合は迎車まで時間かかる。



市街地のように交通が便利な地域とは言えない

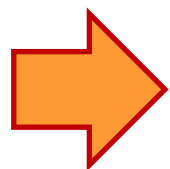
交通空白地有償運送の実施

3. 今後の展望

(1)実施後の課題

①懸念事項

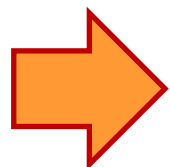
交通空白地有償運送を実施したとしても、高齢化の進行等によるドライバー不足が想定される。



将来的には、“**交通事業者による運行を目指す**”ことを目標に地域と協議

②交通事業者による運行に向けた課題

市街地に比べて交通結節点までの距離が遠いため運行経費が高く、採算性の確保に向けた取り組みが必要。

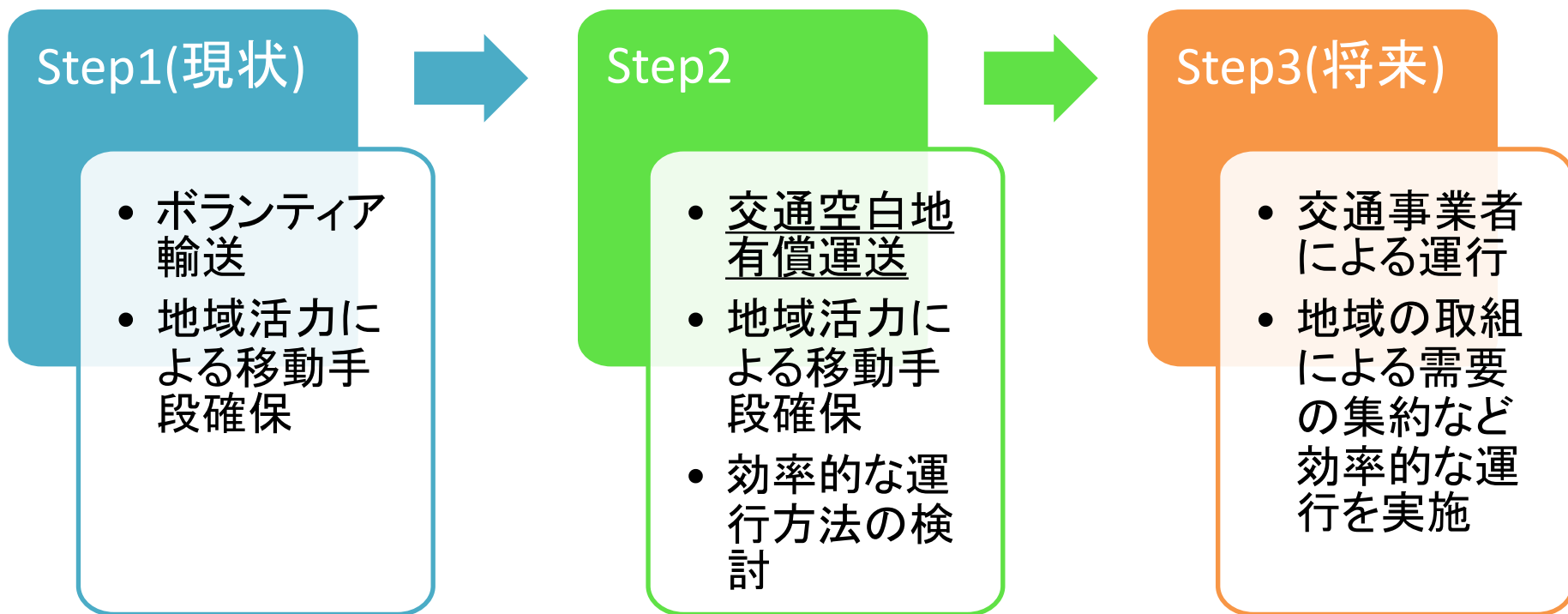


地域で需要を集約するなど効率的な運行を検討

3. 今後の展望

(2) 将来目標イメージ

交通事業者による運行に向けて段階的に取り組む



3. 今後の展望

(2) 将来目標イメージ

